

## ◆税制上の優遇が受けられます

当財団は、公益法人への移行に伴い、特定公益増進法人(※)となり、当財団にお支払いいただく賛助会費は、税法上寄附金として扱われ、一定の要件のもとで税制上の優遇措置の対象となります。

加えて、平成 26 年 11 月 21 日付けで「税額控除対象法人」として、香川県知事から証明を受けましたので、個人の賛助会員様に対する税制上の優遇措置が拡大されました。

税制上の優遇を受けるためには、確定申告が必要です。  
(確定申告の時期は毎年 2 月中旬から 3 月中旬までです。)

※公益財団法人はすべて特定公益増進法人と位置づけられています。

### 個人の場合

ご協力いただいた賛助会費は、所得税の確定申告の際、「所得控除」または「税額控除」どちらに適用するか選択できます。通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますのでご確認ください。

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

#### 《所得控除》

寄附総額 - 2,000 円 = 控除額

↓

所得金額の 40%相当額が限度

#### 《税額控除》

(寄附総額 - 2,000 円) × 40% = 控除額

↓

所得金額の 40%相当額が限度

↓

所得税額の 25%相当額が限度

※100 円未満の端数切捨て

当財団が発行する「賛助会費領収証」と「税額控除に係る証明書(写)」を所轄税務署へ提出し、確定申告を行ってください。

「税額控除に係る証明書」は、[こちら](#)からダウンロードできます。

なお、勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

このほか、一部の自治体では、個人住民税の控除も受けることができます。お住まいの自治体までお問い合わせください。

## 法人の場合

ご協力いただいた賛助会費は、法人税に係る優遇措置の対象となります。

特定公益増進法人に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で損金算入の対象となります。

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\boxed{\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100}} \times \frac{1}{2}$$

※特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

寄附金控除の詳細については、[国税庁のホームページ](#) または、同ホームページの以下のサイトをご参照ください。

[公益社団法人等に寄附をしたとき  
寄附金を支出したとき](#)